

青森県報

第五百七十五号

令和五年
二月十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出…………… (健康福祉課) …… 一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 三
- 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称変更の届出…………… (同) …… 三
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四

更の届出…………… (同) …… 四

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び居宅介護支援事業所の名称変更の届出…………… (同) …… 五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 六

○道路の区域の変更…………… (道路課) …… 六

公 告

○道路の供用の開始…………… (同) …… 六

○大規模小売店舗の変更の届出…………… (商工政策課) …… 七

○建設業者の許可の取消し…………… (東青地域 県民局) …… 八

○右…………… (三八地域 県民局) …… 九

○右…………… (西北地域 県民局) …… 九

告 示

青森県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、

同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区分 | |
|-------------------------|--|----------------------------|--|---------------|-----|
| 一般社団法人 緑の杜 | | 一般社団法人 緑の杜 | | 名 | 事業 |
| 十和田市西三 番町二二三 | | 十和田市西十 二番町一〇の 二〇石倉荘一 | | 主たる事務所 所在地 | 事業者 |
| みどりの風 訪問看護ステ ーション | | みどりの風 訪問看護ステ ーション | | 名 | 事業 |
| 十和田市西三番 町二二三 | | 十和田市西十二 番町一〇の二〇 石倉荘一 | | 所在地 | 事業所 |
| 四・九・二六 | | 令和 四・七・四 | | 変更 年月日 | |

青森県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区分 | |
|--------------------------|--|--------------------------|--|-----------|-----|
| 居宅介護事業者 主たる事務所 所在地 | | 居宅介護事業者 主たる事務所 所在地 | | 名 | 事業 |
| 居宅介護 事業の種類 | | 居宅介護 事業の種類 | | 名 | 事業 |
| 居宅介護事業所 所在地 | | 居宅介護事業所 所在地 | | 所在地 | 事業所 |
| 変更 年月日 | | 変更 年月日 | | 変更 年月日 | |

同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区分 | |
|-------------------------|--|-------------------------|--|---------------|--------|
| 一般社団法人 緑の杜 | | 一般社団法人 緑の杜 | | 名 | 介護予防事業 |
| 十和田市西 三番町二二三 石倉荘一 | | 十和田市西 十二番町一〇 石倉荘一 | | 主たる事務所 所在地 | 事業者 |
| 訪問看護 | | 訪問看護 | | 名 | 介護予防事業 |
| みどりの風 訪問看護ステ ーション | | みどりの風 訪問看護ステ ーション | | 所在地 | 事業所 |
| 令和 四・九・二六 | | 令和 四・七・四 | | 変更 年月日 | |

青森県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区分 | |
|-------------------------|--|-------------------------|--|---------------|--------|
| 一般社団法人 緑の杜 | | 一般社団法人 緑の杜 | | 名 | 介護予防事業 |
| 十和田市西 三番町二二三 石倉荘一 | | 十和田市西 十二番町一〇 石倉荘一 | | 主たる事務所 所在地 | 事業者 |
| 訪問看護 | | 訪問看護 | | 名 | 介護予防事業 |
| みどりの風 訪問看護ステ ーション | | みどりの風 訪問看護ステ ーション | | 所在地 | 事業所 |
| 令和 四・九・二六 | | 令和 四・七・四 | | 変更 年月日 | |

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 変更後 | 変更前 |
| 十和田市西 二番町一〇石 倉荘一 | 一般社団 法人緑の 杜 |
| 訪問看護 | 介護予防 |
| みどりの 風訪問看 護ステッ ション | |
| 十和田市西 三番町二二 の三二 | |
| 四・九・二六 | |

青森県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---------------------------|--------------------------|------------------------------------|
| 変更後 | 変更前 | 区分 |
| 平川市 | 平川市 柏木 町藤山二五 の六 | 介護予防・日常生活 支援事業 者 |
| 介護予防 ケアマネ ジメン ト | 介護予防 支援事業 の種 類 | 介護予 防・日 常生 活支 援 |
| 平川市地 域包括支 援セン ター | 平川市 柏木 町藤山一 六の二 | 介護予 防・日 常生 活支 援事 業所 |
| 平川市 柏木 町藤山二 五の六 | 平川市 柏木 町藤山一 六の二 | 変更 年月 日 |
| 令和 四・〇・二 | | |

青森県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の

三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 区分 |
| 社会福祉協 議 | 社会福祉協 議 | 社会福祉協 議 | 社会福祉協 議 | 有限会社竹 洞介護あし すと | 有限会社竹 洞介護あし すと | 居宅介護支 援事業者 |
| 平川市 猿賀南 田九六の 三 | 平川市 猿賀南 田九六の 三 | 平川市 猿賀南 田九六の 三 | 平川市 猿賀南 田九六の 三 | 下北郡東 通村大 字白糠 字赤平 六三 | 下北郡東 通村大 字白糠 字赤平 六三 | 居宅介護支 援事業所 あしすと |
| 社会福祉協 議 | 社会福祉協 議 | 社会福祉協 議 | 社会福祉協 議 | 有限会社竹 洞ソール ワーカ ー事務 所 | 有限会社竹 洞ソール ワーカ ー事務 所 | 居宅介護支 援事業所 あしすと |
| 平川市 碓ヶ関三 の二〇 | 平川市 碓ヶ関三 の二〇 | 平川市 猿賀南 田九六の 三 | 平川市 猿賀南 田九六の 三 | 下北郡東 通村大 字白糠 字赤平 六三 | 下北郡東 通村大 字白糠 字赤平 六三 | 居宅介護支 援事業所 あしすと |
| 令和 四・九・二 六 | 令和 四・九・二 六 | 令和 四・九・二 六 | 令和 四・九・二 六 | 令和 三・二・一 | 令和 三・二・一 | 居宅介護支 援事業所 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 変更 年月 日 |

青森県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区分 | |
|------------------|--|-------------------|--|------------|-------|
| 一般社団法人 緑の杜 | | 一般社団法人 緑の杜 | | 名称 | 事業所 |
| 十和田市西三番町二二の三 | | 十和田市西三番町一〇の二〇石倉荘一 | | 主たる事務所の所在地 | 事業所 |
| みどりの風 訪問看護ステーション | | みどりの風 訪問看護ステーション | | 名称 | 所在地 |
| 十和田市西三番町二二の三 | | 十和田市西三番町二二の三 石倉荘一 | | 所在地 | 変更年月日 |
| 四・九・二六 | | 令和四・七・四 | | | |

| 変更後 | | 変更前 | | 区分 | |
|---------------|--|---------------|--|------------|-----------|
| 平川市 | | 平川市 | | 名称 | 介護予防支援事業者 |
| 平川市柏木町藤山二五の六 | | 平川市柏木町藤山一六の一 | | 主たる事務所の所在地 | 介護予防支援事業所 |
| 平川市地域包括支援センター | | 平川市地域包括支援センター | | 名称 | 所在地 |
| 平川市柏木町藤山二五の六 | | 平川市柏木町藤山一六の一 | | 所在地 | 変更年月日 |
| 令和四・〇・二一 | | | | | |

青森県告示第七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区分 | |
|------------------|--|-------------------|--|------------|-----------|
| 一般社団法人 緑の杜 | | 一般社団法人 緑の杜 | | 名称 | 居宅介護事業者 |
| 十和田市西三番町二二の三 | | 十和田市西三番町一〇の二〇石倉荘一 | | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業の種類 |
| みどりの風 訪問看護ステーション | | みどりの風 訪問看護ステーション | | 名称 | 居宅介護事業所 |
| 十和田市西三番町二二の三 | | 十和田市西三番町二二の三 石倉荘一 | | 所在地 | 変更年月日 |
| 四・九・二六 | | 令和四・七・四 | | | |

青森県告示第七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区 分 | |
|-----------------------------|--|--------------------------------|--|----------------|--------------------|
| 法人一般社団 の緑の | | 法人一般社団 の緑の | | 名 称 | 介 護 予 防 事 業 者 |
| 十和田市西 三番町二二 の三二 | | 十和田市西 十二番町一 〇の二〇石 倉荘一 | | 主たる事務 所の所在地 | |
| 介護予防 訪問看護 | | 介護予防 訪問看護 | | 類 別 | 介 護 予 防 事 業 の 種 |
| みどりの 風訪問看 護ステー ション | | みどりの 風訪問看 護ステー ション | | 名 称 | 介 護 予 防 事 業 所 |
| 十和田市西 三番町二二 の三二 | | 十和田市西 三番町二二 の三二 | | 所 在 地 | |
| 四・九・六 | | 令和 四・七・四 | | 変 更 年 月 日 | |

青森県告示第七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二

の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | | 変更前 | | 区 分 | |
|---------------------------|--|---------------------------|--|----------------|-------------------------------|
| 平川市 | | 平川市 | | 名 称 | 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者 |
| 平川市柏木 町藤山二五 の六 | | 平川市柏木 町藤山一六 の二 | | 主たる事務 所の所在地 | |
| 介護予防 ケアマネ ジメン ト | | 介護予防 ケアマネ ジメン ト | | 類 別 | 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 |
| 平川市地 域包括支 援セン ター | | 平川市地 域包括支 援セン ター | | 名 称 | 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所 |
| 平川市柏木 町藤山二五 の六 | | 平川市柏木 町藤山一六 の二 | | 所 在 地 | |
| 令和 四・〇・二 | | 令和 四・〇・二 | | 変 更 年 月 日 | |

青森県告示第七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区 分 | |
|----------------|-------------------|
| 名 称 | 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 |
| 主たる事務 所の所在地 | |
| 名 称 | 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 |
| 所 在 地 | |
| 変 更 年 月 日 | |

| | | | | | |
|-----|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|-------------|
| 変更前 | 有限会社竹 洞介護あし すと | 下北郡東通村 大字白糠字赤 平六九三 | 居宅介護支 援事業所あ すと | 下北郡東通村大 字白糠字赤平六 九三 | 令和 三・二・一 |
| 変更後 | 有限会社竹 洞ソーシャ ルワーカー 事務所 | | 有限会社竹 洞ソーシャ ルワーカー 事務所 | | |

青森県告示第七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-----|-----|--------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| 変更前 | 平川市 | 名称 | 介護予防支援事業者 | 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 介護予防支援事業所 | | | |
| 変更後 | 平川市 | 平川市柏木町藤山二五の六 | 平川市地域包括支援センター | 平川市柏木町藤山一六の一 | 平川市柏木町藤山二五の六 | 令和 四・二・二 |

青森県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|---|----|-------|--|--------|-------|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 国道 | 三三三八号 | 変更の区間 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の八から 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸二の四〇まで | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| | | | | 後 | 前 | 七・六三メートルから 三・三三メートルまで | 六・四三メートルから 七・九八メートルまで |

青森県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---|--|-----------------------|
| 株式会社ミルク 青森市小柳五丁目一八の六 代表取締役 工藤成祥 | 変更なし | |
| 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 一〇 代表取締役 吉田直樹 | 変更なし | |
| 株式会社ポラ 東京都品川区西五反田二丁目二の 三 代表取締役 及川美紀 | 株式会社ポラ 東京都品川区西五反田二丁目二の 三 代表取締役 竹永美紀 | 令和 二・六・一 三・二・三六 |
| 株式会社ストライプインターナ ショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央 | 変更なし | |
| 株式会社ジーユー 山口県山口市佐山一〇七二七の一 代表取締役 柚木治 | 変更なし | |

四 届出年月日

令和四年十二月二十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年二月十七日から同年六月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和五年六月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 サワダ工務店

二 氏名 澤田一磨呂

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石五の八

四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第一〇〇七七六号

五 取消年月日 令和五年二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実
令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社シヨウデン工業
- 二 代表者の氏名 松原修
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪二丁目一六の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一五二六二号
- 五 取消年月日 令和五年一月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社島工業
- 二 代表者の氏名 島陽子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字関字豊田七四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一四九五三号

五 取消年月日 令和五年一月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鳴海工務店
- 二 氏名 鳴海助雄
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市千疋二二三の二〇五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第八八一六号
- 五 取消年月日 令和五年一月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円